様式第1号(第9条関係)

公募型プロポーザル方式による参加表明書及び提案書募集に関する公表

次のとおり参加表明書及び提案書を募集します。

令和3年1月25日

一般財団法人足立区観光交流協会 会 長 石 川 義 夫

- 1 業務概要
- (1)業務名

「あだち観光ネット」改修業務委託

- (2)業務内容 仕様書のとおり
- (3)履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで 改修後の「あだち観光ネット」公開日 令和3年9月末

- 2 提案限度価格等
- (1)提案限度価格

5,000,000円(消費税込み)

(2)最低制限価格

なし

- 3 資格要件、選定基準及び評価基準
- (1)参加表明書及び提案書提出者に要求される資格要件

当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者 又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)

に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は 当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

(2)提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分
業務実績	過去5年以内にHPの構築等を実施した経験があり、 依頼者からの要望に対して応えることができている か	1 0 . 0 %
業務遂行体制	業務遂行のために専念できる必要な知識・経験を有す る運営スタッフを十分に確保できているか	7 . 5 %
課題解決・提案力	「あだち観光ネット」の課題解決や観光 PR の発信力 を拡大できる提案がなされているか	5 2 . 5 %
個別ページの 作成	個別ページの作成フォーマットは職員が作成しやす く、完成イメージは魅力的なデザインか	15.0%
セキュリティ	セキュリティ対策は十分か	5.0%
コスト	コストは妥当か	5.0%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているか	5.0%
区内加点	区内に事業所があるか	+ 5 . 0 %

4 手続き等

(1)説明書の交付期間、交付方法及び交付場所

交付期間 令和3年1月25日(月)から令和3年2月17日(水)まで

交付方法 協会ホームページからのダウンロードまたは協会窓口での直接交付

交付場所 〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階

一般財団法人足立区観光交流協会

(2)参加表明書及び提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和3年2月18日(木)午後5時(必着)

提出場所 4(1) に同じ。

提出方法 郵送または協会窓口への持参

受付時間:午前8時半から午後5時まで(土日祝日を除く)

5 その他

- (1)参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2)提出された参加表明書は返却しない。

- (3)提案者が特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4)提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5)参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6)被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (7)被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。